

生駒市選挙管理委員会告示第9号

生駒市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年3月25日

生駒市選挙管理委員会委員長 中 川 勇

生駒市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

生駒市選挙管理委員会規程（昭和48年7月生駒市選挙管理委員会告示第25号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「主幹」を「事務局次長」に、「副係長」を「主幹」に改め、「、副主事」を削り、同条第5項及び第6項中「主幹」を「事務局次長」に改め、同条第8項を削り、同条第7項中「主幹及び局長補佐ともに」を「事務局次長、局長補佐及び主幹が」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 主幹は、上司の命を受けて担当事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、事務局長、事務局次長及び局長補佐が不在のとき、又は事故があるときは、その職務を代理する。

第15条第11項中「副主事及び」を削る。

第16条第2号中「主幹」を「事務局次長」に改め、「局長補佐」の次に「、主幹」を加え、「、副係長」を削り、「、主事及び副主事」を「及び主事」に改める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。